

ウクライナ問題に再び市場が注目

ロシアがウクライナ南部のクリミア半島を編入したのは2014年のことです。そして現在、ロシアはウクライナ国境付近に10万人規模の部隊を展開していることなどが報道されています。これに対し米国は、ロシアが侵攻すれば、前例のない規模の制裁で報復すると言明するなど緊張が高まっています。市場では天然ガス価格が上昇するなど警戒感が高まっています。

ウクライナ問題：緊張が高まる中、欧米首脳が外交努力を継続

バイデン米大統領は2022年1月24日に欧州の首脳とオンラインでの緊急協議を開催、緊迫するウクライナ情勢をめぐる議論しました。協議では、対話を通じたロシアとの緊張緩和をめざすべきとの認識で一致したと報道されています。

これに先立ち、プリンケン米 국무長官とロシアのラブロフ外相は21日、緊迫するウクライナ情勢を巡ってスイス・ジュネーブで会談しました。ロシアが21年12月に提案した欧州安全保障の合意案について、米国は今週回答する方針です。回答を待って再会談する必要があるとの考えでも両国は一致していると伝えられています。

どこに注目すべきか：ウクライナ、東方拡大、NATO、ベラルーシ

欧米各国の首脳らによる24日の協議にはバイデン米大統領、マクロン仏大統領、ショルツ独首相など6カ国の首脳に加え、北大西洋条約機構(NATO)や欧州連合(EU)のトップらも参加しました。

参加メンバーから、ウクライナ問題の緊張度合いが伝わります。しかしそもそも何故ロシアとウクライナで緊張が高まるのか？その答えはロシアのプーチン大統領にお聞きするしかありません。ただ、次の点は押さえる必要があるでしょう。

まずロシアの地理的な問題です。ロシア国境の西側を黒海の上(北側)についてみると、ベラルーシと、ウクライナがロシアに接しています。その西側(地図では左)はEUの国々が迫っています。具体的にはバルト3国(エストニア、ラトビア、リトアニア)、スロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアが並んでいます。ロシアから見ると西側にはEUの国々が壁のように見えるかもしれません。

次にこれを軍事的な側面から見ると、EUの国々を中心にNATOによる集団防衛体制が築かれています。NATOの設立から現在までの流れを振り返ると、東欧などの国々を加盟させることにより拡大してきました(図表1参照)。49年の設立当初、NATOの原加盟国はベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、英国、米国の12カ国でした。これが現在では30カ国となっています。

一方、ソ連(当時)や東欧7カ国により構成されたワルシャワ条約機構は東西冷戦の終結でその歴史的な役割を

終えました。ソ連崩壊後主な独立国によりCIS(独立国家共同体)が作られましたが、ほぼ機能せず、CIS加盟国であったウクライナは2014年に脱退しています。

こうした流れの中で、ウクライナのゼレンスキー政権は親欧米姿勢です。ウクライナは現段階ではEU並びにNATOに加盟していません。しかしバルト3国のようにウクライナがNATOの一員になれば、ロシアとEUの国境の主な国は、欧米から経済制裁を受け結びついているベラルーシなどに限られます。

なお、ベラルーシにはロシア軍の増援部隊が到着しているという情報が先週あたりから聞かれ18日にはこの情報を米 국무省幹部が認めるなど緊張が高まっています。

こうした緊張関係の中で行われた、プリンケン米 국무長官とロシアのラブロフ外相の会談は21年12月に提案した欧州安全保障の合意案をベースに協議された模様ですが、合意案の柱はNATOの東方拡大の停止と見込まれています。今のところ、米国はこれを受け入れない意向との憶測もありますが、今後を占う上で、今は米国からの回答待ちです。

なお、欧米側で気になるのは結束です。地理的に欧州の問題ながら米国が前面に出ているのはNATOの原加盟国ということですが、エネルギーをロシアに依存する欧州には、どこかロシアに対する遠慮があるようにも見受けられます。

図表1：NATOに関連する主な出来事

年月	イベント	主なポイント
1949年	NATO設立	原加盟国は米国など12カ国
55年5月	NATO拡大	西ドイツ(当時)などが加盟
55年6月	ワルシャワ条約機構発行	ソ連及び東欧圏7カ国で結成
89年	冷戦終結	米ソ両国首脳が冷戦終結を宣言
91年7月	ワルシャワ条約機構解体	歴史的役割終える
91年12月	ソ連崩壊	ソ連を構成した15共和国すべて独立
99年3月	NATO加盟拡大	ポーランド、チェコ、ハンガリーの3カ国が加盟
2004年	NATO加盟拡大	バルト3国を含む7カ国が加盟
09年4月	NATO加盟拡大	アルバニア、クロアチアの2カ国が加盟
20年3月	NATO加盟拡大	北マケドニア加盟で30カ国

※ワルシャワ条約機構：ソ連および東欧圏7カ国(アルバニア、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、ポーランド、ルーマニア、チェコスロバキア)が結成した安全保障機構

※ソビエト連邦共和国：ソビエト連邦政府との間にソビエト連邦条約を調印して、ソビエト連邦を構成する共和国で、1956年～1989年までは、ロシア、ウクライナ、バルト3国など15の共和国があったが、ソ連崩壊時にはバルト3国はすでにソ連を脱退しており、12カ国となっていた

出所：各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

ピクテ投信投資顧問株式会社 | 「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について (2021年12 月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限3.85%(税込)
 ※申込手数料上限は販売会社により異なります。
 ※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限年率2.09%(税込)
 ※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。
 ※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等：監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。
 ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会



ピクテ投信投資顧問株式会社

【当資料をご利用にあたっての注意事項等】●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。